

※料金の記載のないものは無料

防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線が聞き取れなかったとき…

Tel 0120-99-6907 (通話料無料)

防災ラジオ申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。

☎防災危機管理課 Tel 23-7284

☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

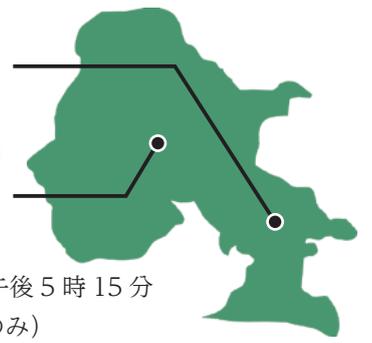
☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

▼日本赤十字社茨城県支部石岡市地区では、自動体外式除細動器(AED)の貸し出しを行っています。

貸出料／無料

※貸出期間中の運搬費用などは借受者が負担

貸出期間／7日以内

対象／市民が参加するイベントやスポーツ競技などの代表者

※イベントなどの期間中は、医師などの医療従事者または消防署その他の講習機関が実施する救急救命講習の修了者を配置してください。

申込期間／貸出希望日の5日前までに申し込み

☎社会福祉課

Tel 23・5569

**難病患者に福祉見舞金
が支給されます**

▼対象者へ福祉見舞金を支給します。

対象／令和3年10月1日現在

在、市内に住所があり、難病患者(令和3年10月1日現在において指定難病特定医療費助成の対象333疾病)で継続的治療が必要と診断された人

見舞金額／1人につき年額3万円

申請方法／10月1日☎

令和4年3月31日(閉庁日は除く)に、必要書類を添付の上、窓口へ直接または郵送で申請

※期間内に申請がない場合は支給できません。

申請場所／①☎社会福祉課

②☎市民窓口課

☎社会福祉課

Tel 23・5569

**元氣いばらき就職
面接会(つくば会場)**

▼求職中の人を対象に、就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者との接会えるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前予約不要・参加費無料

参加企業数／約20社

日時／11月2日(☎)

午後1時30分～3時30分

(受付午後1時～)

場所／つくば市役所本庁舎

2階201会議室(つくば

市研究学園1・1・1)

☎いばらき就職支援センター

県南地区センター

Tel 029・825・3410

忘れてませんか？

国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き

▼国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入・脱退するときは、世帯主や後期高齢者の方が14日以内に届出をしなければいけません。次のようなときには手続きが必要で

①職場の健康保険からの脱退・加入

②転入・転出

③出生・死亡

☎保険年金課

Tel 23・5557 (国保)

Tel 23・7318 (後期)

国民健康保険の届出についてはこちらから



後期高齢者医療制度についてはこちらから



広告掲載欄

広告掲載欄

空家バンクに 登録しませんか？

▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。地域の活性化と定住促進のため、物件の登録を募集しています。

使用する予定のない空家をお持ちの人は、お気軽にご相談ください。

また、親戚やお知り合いなど、空家を所有している人へ空家バンクの活用をお勧めください。

※空家の状況によっては、登録できない場合があります。

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526



駅前マンションに 住んでみませんか

▼中心市街地の定住人口増加を進めるため、優良民間賃貸住宅を活用した家賃の一部助成を行っています。

場所／第14SYビル

(国府2・1・4)

対象世帯／高齢者(同居)・子育て・障がい者・新婚

家賃／所得に応じ家賃の一部が助成され、市営住宅と同等の負担で入居できます。

申込方法／入居申込書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

詳しくはお問い合わせまたは市ホームページで確認ください

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

三葉建設株式会社

茨城支店(管理業務者)

Tel 22・4174



10月は土地月間です！ 土地取引の後には届出を

▼10月は、土地に関する普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行う際は、届出が必要です。

啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行う際は、届出が必要です。

届出が必要な面積／

- ・市街化区域2000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域5000㎡以上
- ・それ以外の区域10000㎡以上

届出が必要な取引／

- ・売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、貸借権の譲渡または設定など

届出期限／契約締結日から2週間以内

詳しくはお問い合わせまたは市ホームページで確認ください

☎政策企画課

Tel 23・7277



危険ブロック塀などの 撤去にご協力ください

▼地震災害時の倒壊による人命などへの被害防止を目的とした、危険ブロック塀などの撤去補助を行っています。

います。

補助対象／通学路、緊急輸送

道路もしくは避難路に面し、道路面からの高さ80cmを越える組積造、または

補強コンクリート造で倒壊の危険性が認められる

塀の撤去工事

※受給者本人や、撤去工事を行う業者に対する条件などもあります。

※すでに工事に着手している場合は対象外です。

補助額／次の①②いずれか低い額(上限10万円)

①危険ブロック塀などの撤去費用の3分2

②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額

申込方法／事前用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

申込締切／10月29日(金)

詳しくはお問い合わせまたは市ホームページで確認ください

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526



広告掲載欄

広告掲載欄